

首都圏整備の状況

第1節

人口・居住環境・産業機能の状況

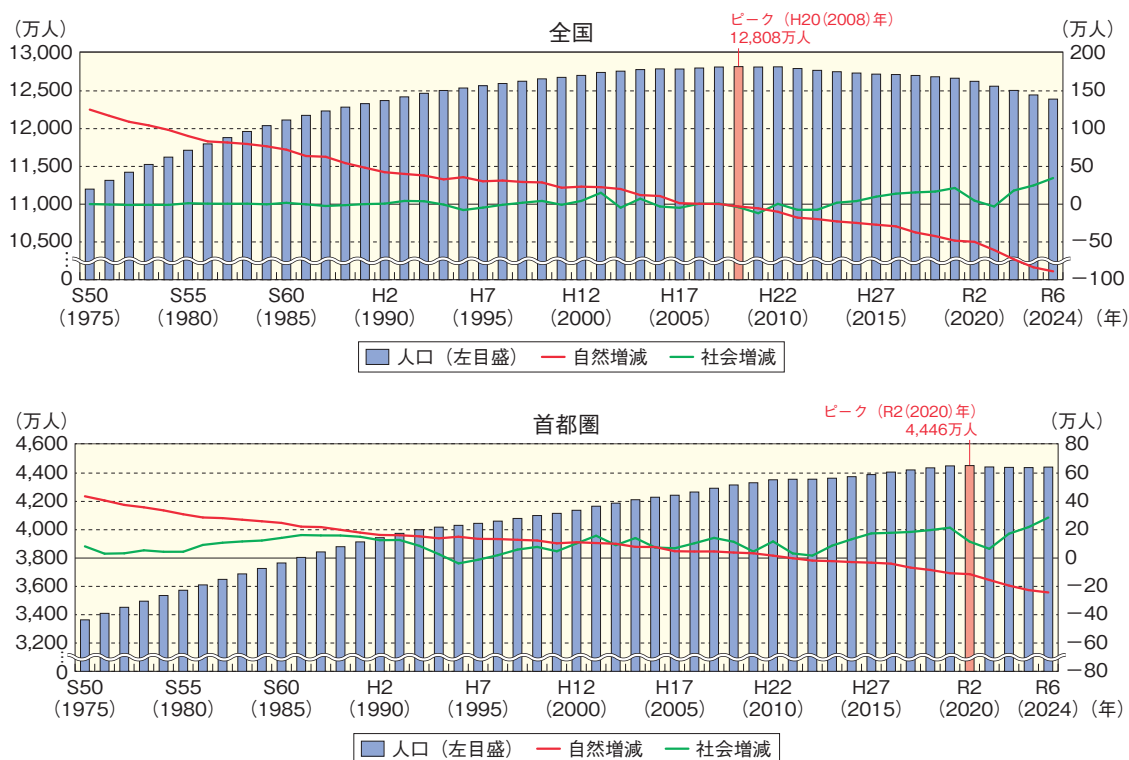
1. 人口の状況

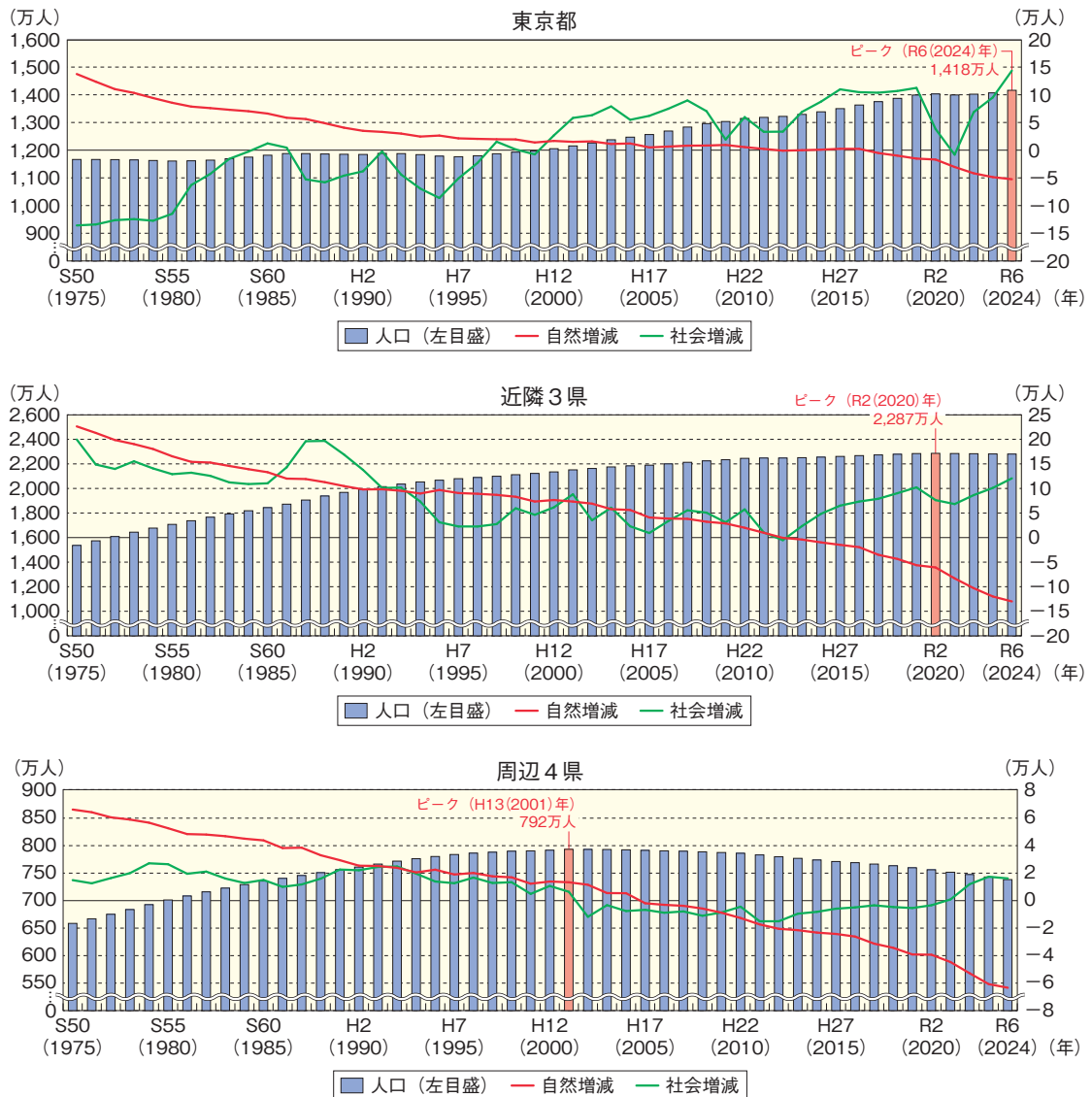
(1) 首都圏の人口推移

首都圏の総人口は、昭和50(1975)年以降一貫して増加し、令和2(2020)年をピークに減少に転じていたが、出入国者数及び転入超過からなる社会増減が増えたことにより、令和6(2024)年は前年から増加したものの、令和2(2020)年を下回った(図表1-1)。全国及び首都圏の圏域別の人口の推移を見ると、全国は、平成20(2008)年をピークに減少傾向にある。東京都は令和3(2021)年に減少したが、その後令和4(2022)年から再び増加傾向に転じている。一方、近隣3県は、令和2(2020)年をピークに、また、周辺4県は、平成13(2001)年をピークに、共に減少が続いている。

人口動態を見ると、出生数から死亡数を引いた「自然増減」は、近年、全国及び首都圏の全圏域で減少が続いている。また、前述の「社会増減」は、首都圏では、新型コロナウイルス感染症(以下「新型感染症」という。)が拡大した令和2(2020)年以降、減少が続いていたが、令和4(2022)年以降、増加傾向に転じており、令和5(2023)年以降は新型感染症拡大以前を上回っている。首都圏の圏域別に見ても、令和2(2020)年以降に減少し、令和4(2022)年以降に増加傾向に転じているのは、周辺4県を除いた圏域において同様である。

図表1-1 人口の推移(昭和50(1975)年～令和6(2024)年)

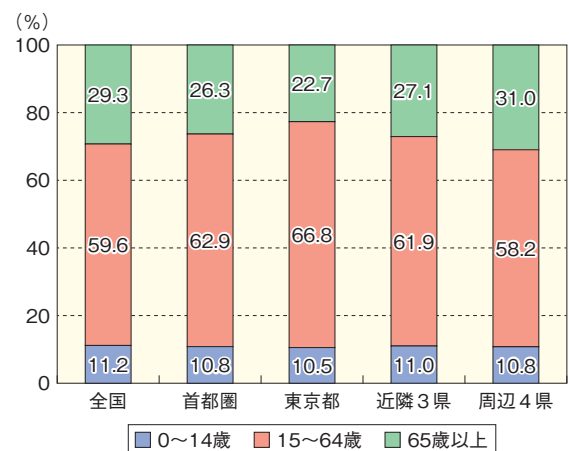




(2) 首都圏の年齢別構成

首都圏における人口の年齢別構成を見ると、全国と比較して15～64歳人口の割合が高く、65歳以上の高齢者人口の割合が低くなっている（図表1-2）。圏域別に見ると、東京都と近隣3県においてその傾向が強い一方、周辺4県においては、全国と比較しても、15～64歳人口の割合が低く、65歳以上の高齢者人口の割合が高い結果となっている。

図表1-2 人口の年齢別構成



注1：令和6(2024)年10月1日現在

注2：年齢別人口の割合は不詳補完値により算出

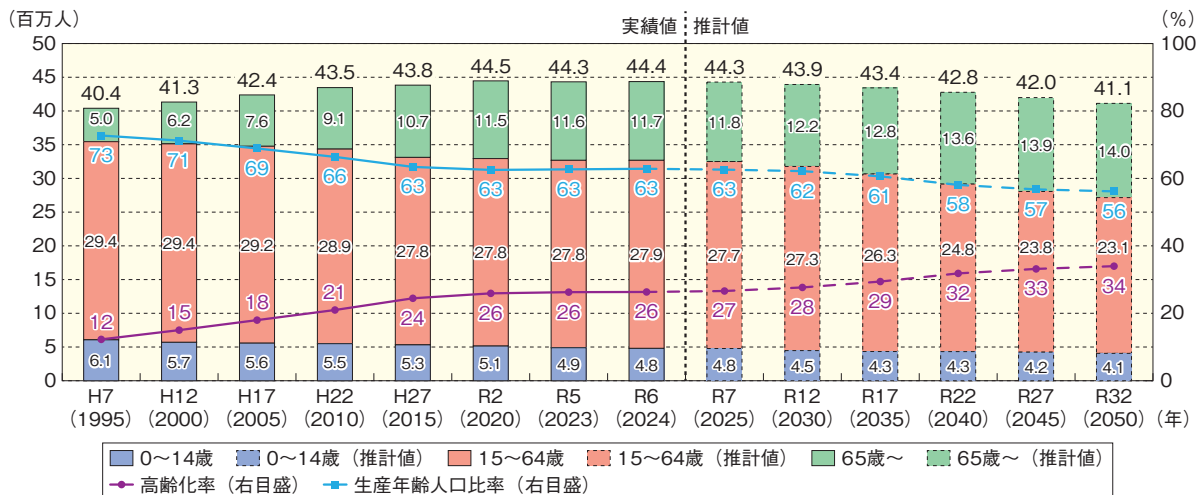
資料：総務省「人口推計」を基に国土交通省国土政策局作成

(3) 首都圏の将来推計人口の推移

首都圏の総人口は、令和2(2020)年をピークに減少に転じていたが、令和6(2024)年は前年から増加したものの、令和2(2020)年を下回った。

今後、長期的には人口減少に転じる見込みであり、また、生産年齢人口比率の低下と高齢化率の増加が進行することが予想されている(図表1-3)。

図表1-3 首都圏の将来推計人口の推移



注1：平成7(1995)年～令和2(2020)年は「国勢調査」、令和5(2023)年、令和6(2024)年は「人口推計」、令和7(2025)年～令和32(2050)年は「日本の地域別将来推計人口」による。

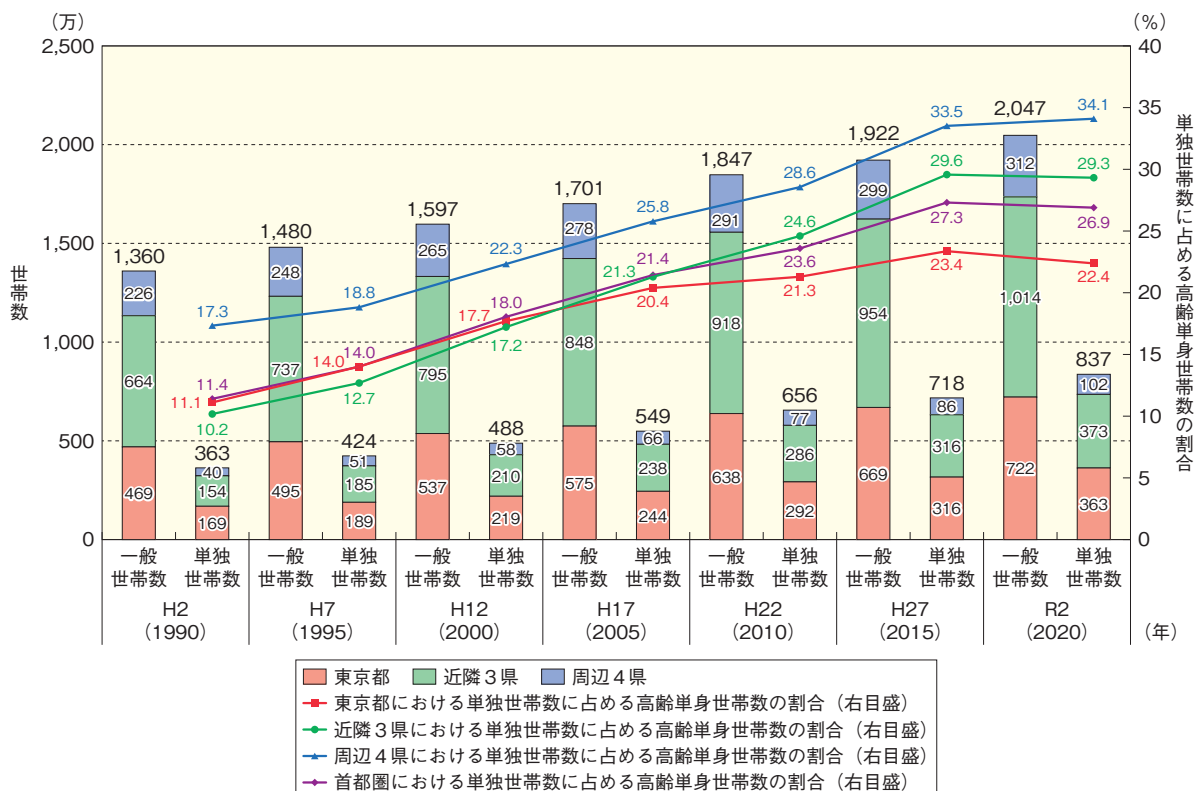
注2：内訳の合計が一致しないのは、四捨五入の関係による。

資料：総務省「国勢調査」(平成7(1995)年～平成22(2010)年は年齢不詳をあん分した人口、平成27(2015)年及び令和2(2020)年は不詳補完値による)、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」を基に国土交通省国土政策局作成

(4) 首都圏の一般世帯数¹⁾

首都圏の一般世帯数は、令和2(2020)年は増加傾向にあり、特に東京都及び近隣3県における増加率が高い(図表1-4)。一般世帯数のうち、単独世帯数は837万世帯で、単独世帯数に占める高齢単身世帯数の割合は、平成27(2015)年まで増加していたが、令和2(2020)年は横ばい傾向となっている。

図表1-4 一般世帯数等の推移



注1：各年10月1日現在

注2：「単独世帯数」は世帯主の年齢が不詳であるものを含む。

注3：内訳の合計が一致しないのは、四捨五入の関係による。

資料：総務省「国勢調査」を基に国土交通省国土政策局作成

1) 以下のア、イ、ウのいずれかに該当するものであり、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。なお、「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者等から成る世帯をいう。

ア) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。

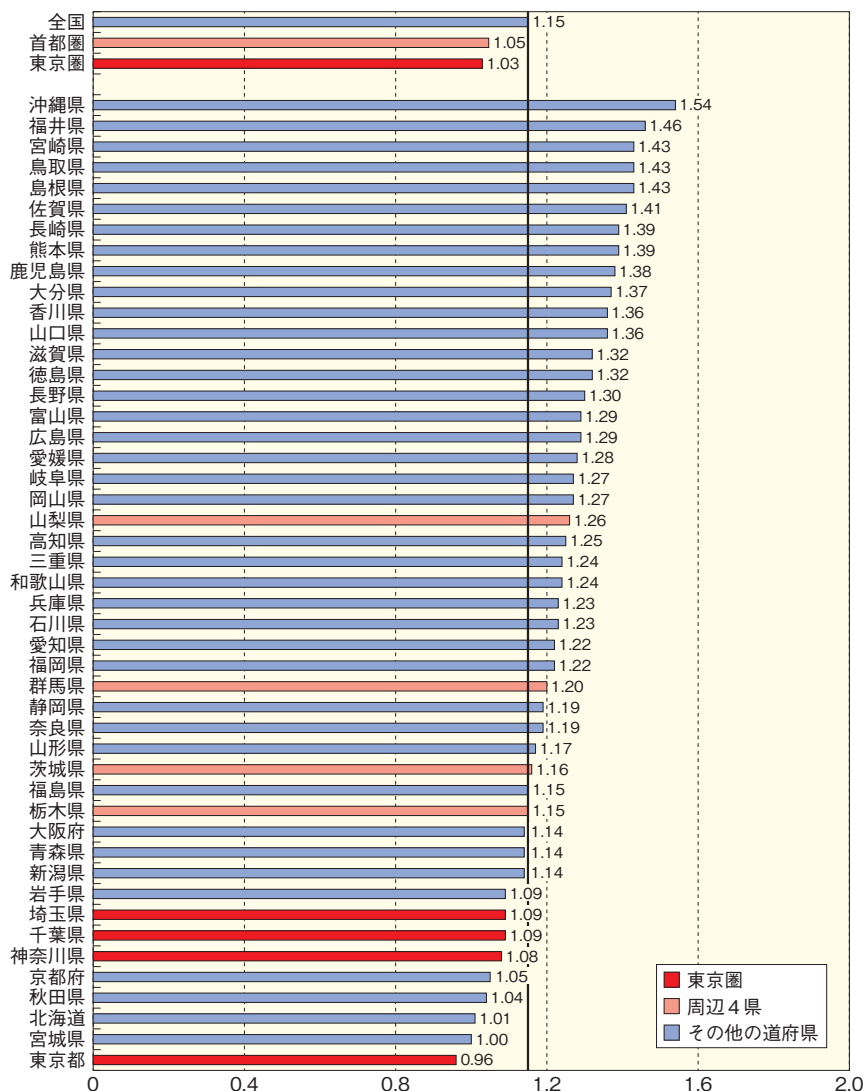
イ) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借り人の単身者又は下宿屋等に下宿している単身者。

ウ) 会社・団体・商店・官公庁等の寄宿舎、独身寮等に居住している単身者。

(5) 首都圏の少子化の状況

首都圏では、全国平均と比べて合計特殊出生率が低く、特に東京都は全国で最も低くなっている（図表1-5）。

図表1-5 合計特殊出生率（令和6（2024）年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」、総務省「人口推計」を基に国土交通省国土政策局作成

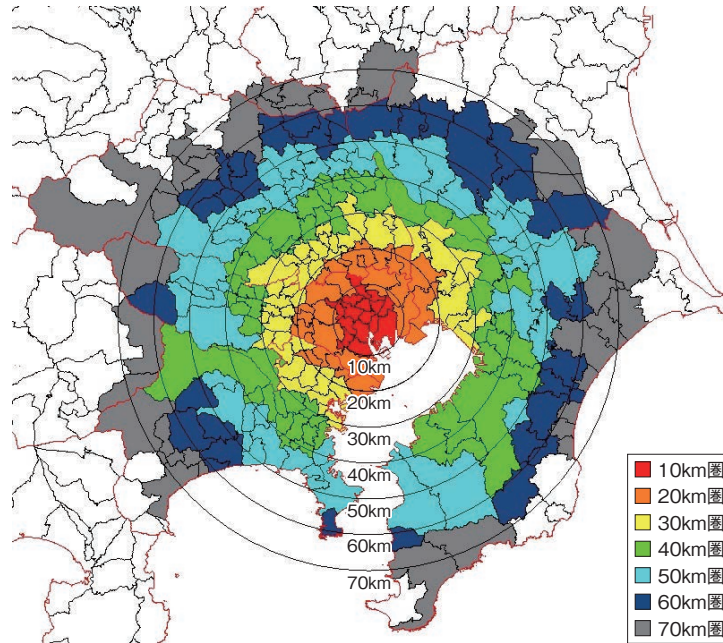
2. 居住環境の状況

(1) 住宅供給の状況

(距離別の住宅供給の状況)

東京70km圏内の市区町村（図表1-6）における平成2（1990）年から令和7（2025）年までの累計住宅着工戸数は約1,358万戸となっており、戸建住宅（戸建持家又は戸建分譲）よりも共同住宅（共同貸家又は共同分譲）の占める割合が大きい（図表1-7）。また、距離圏別の住宅型ごとのシェアを見ると、中心に近づくほど共同分譲や共同貸家のシェアが大きくなる一方、中心から遠ざかるほど戸建持家のシェアが大きくなる傾向にあり、令和7（2025）年では、10km圏における着工戸数の22.8%が共同分譲、61.4%が共同貸家となっている（図表1-8）。

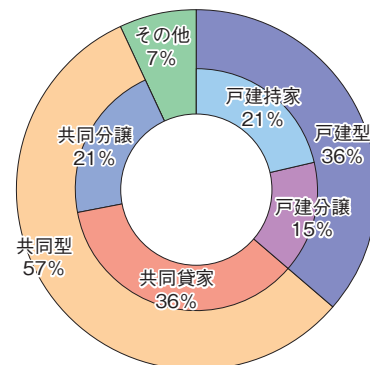
図表1-6 東京70km圏内の市区町村



資料：国土交通省

図表1-7 東京70km圏内の市区町村における利用関係・建て方別の累計住宅着工戸数
(平成2(1990)年～令和7(2025)年の累計)

	単位(千戸)			
	戸建	長屋建	共同建	合計
持家	2,901	27	42	2,969
貸家	77	625	4,845	5,547
給与住宅	12	6	137	155
分譲住宅	2,026	15	2,864	4,905
合計	5,016	673	7,887	13,576



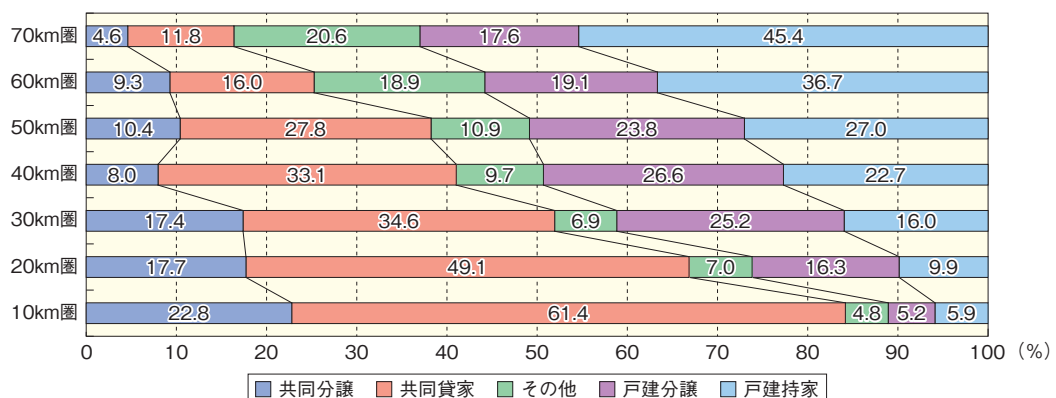
注1：「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するものをいう。

注2：着色部を、右図中の「その他」の住宅型に分類した。

注3：内訳の合計が一致しないのは、四捨五入の関係による。

資料：国土交通省「建築着工統計調査」を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-8 距離圏別の住宅型ごとの着工戸数シェア(令和7(2025)年)



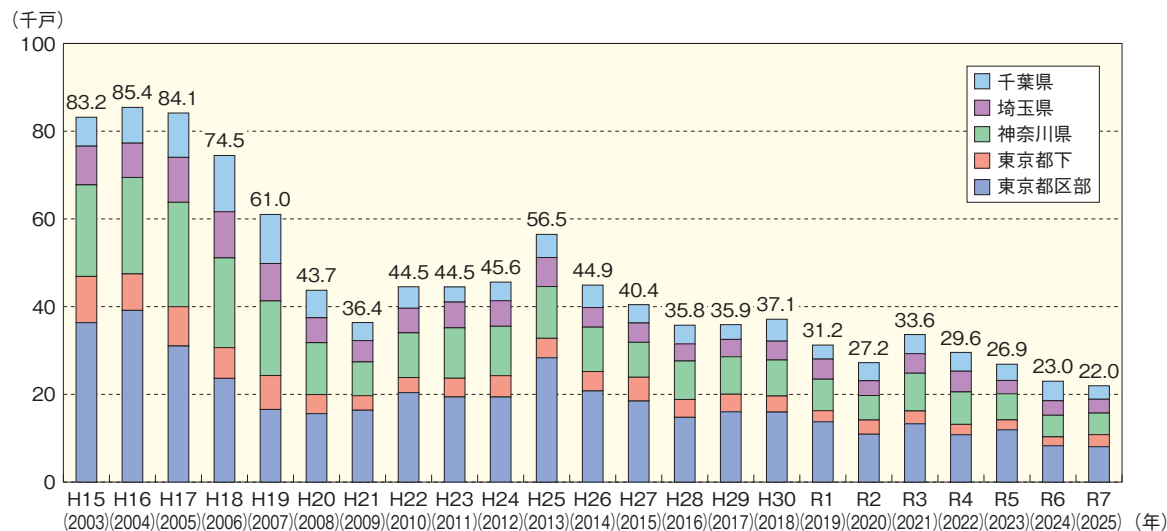
注：内訳の合計が100%とならないのは、四捨五入の関係による。

資料：国土交通省「建築着工統計調査」を基に国土交通省国土政策局作成

(分譲マンションの供給動向)

東京圏における分譲マンションの供給動向は、平成25(2013)年以降、おおむね減少傾向が続いており、令和7(2025)年は2万2,000戸であった(図表1-9)。

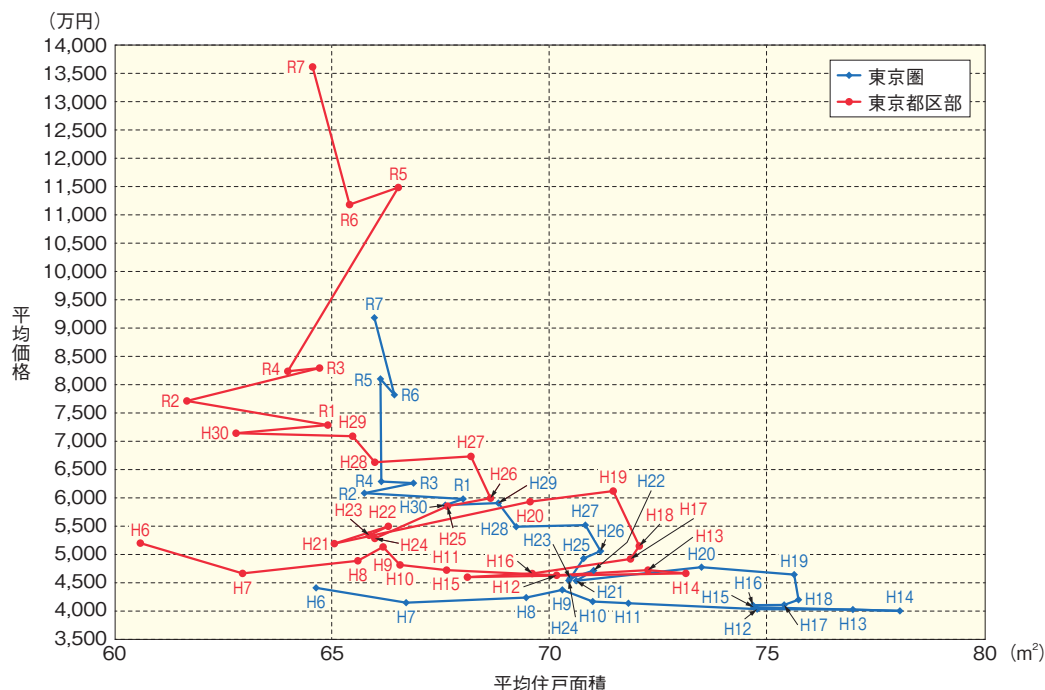
図表1-9 東京圏における分譲マンション供給戸数の推移



資料：株式会社不動産経済研究所資料（<https://www.fudousankeizai.co.jp/mansion>）を基に国土交通省国土政策局作成

東京圏・東京都区部における分譲マンションの平均価格・平均住戸面積の推移を見ると、東京都区部では、令和7(2025)年は平均価格が令和6(2024)年から大幅に上昇し、平均住戸面積は前年より縮小した。また、東京圏の平均価格も令和6(2024)年から上昇し、平均住戸面積は前年より縮小した(図表1-10)。

図表1-10 東京圏・東京都区部の分譲マンション平均価格・平均住戸面積の推移



資料：株式会社長谷工総合研究所「CRI」を基に国土交通省国土政策局作成

マンションでは、建物と居住者の「2つの老い」が進行し、外壁等剥落の危険や集会決議の困難化などの課題が深刻化している状況を踏まえ、令和7(2025)年5月に成立した「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和7年法律第47号)において、集会決議の円滑化、新たな再生手法の創設、危険なマンションへの勧告等の措置を講じており、令和8(2026)年4月に施行される。

なお、首都圏では、マンション管理適正化推進計画を8都県及び172市区が作成済み(令和7(2025)年12月末時点)と回答しており、マンション建替事業の実績は111件(令和7(2025)年3月末時点)となっている。

令和7(2025)年11月、国土交通省は、近年のマンションの取引実態を把握するため、三大都市圏等の新築マンションにおける短期売買(購入後1年以内の売買)の状況、国外に住所がある者による取得状況についての調査結果を公表した²⁾(図表1-11)。短期売買の割合を見ると、東京都、神奈川県など一部の地域で割合が高く、また、中心部に行くほど割合が高い又は増加の傾向が見られる。国外からの取得割合を見ると、東京都などの一部の地域で割合が高く、また、中心部に行くほど割合が高い又は増加の傾向が見られる。

図表1-11 新築マンションの短期売買の割合と国外からの取得割合

○短期売買割合

保存登記 期間	2024年 1～6月	2023年	2018～2022年 での最大値	保存登記 期間	2024年 1～6月	2023年	2018～2022年 での最大値
東京都	8.5%	5.2%	7.3% (2021)	東京圏	6.3%	3.7%	5.0% (2021)
神奈川県	5.1%	2.8%	3.7% (2020)	東京都	8.5%	5.2%	7.3% (2021)
大阪府	6.2%	3.8%	5.3% (2021)	23区	9.3%	5.7%	8.0% (2021)
兵庫県	7.1%	3.4%	4.1% (2022)	都心6区	12.2%	7.1%	4.6% (2021)

○国外からの取得割合

	2025年 1～6月	2024年	2018～2023年 での最大値		2025年 1～6月	2024年	2018～2023年 での最大値
東京都	3.0%	1.5%	1.8% (2018)	東京圏	1.9%	1.0%	1.2% (2018)
大阪府	2.6%	3.9%	2.7% (2023)	東京都	3.0%	1.5%	1.8% (2018)
京都府	2.3%	3.1%	1.3% (2023)	23区	3.5%	1.6%	2.0% (2018)
				都心6区	7.5%	3.2%	5.3% (2018)

注：都心6区は、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、渋谷区を指す。

資料：国土交通省

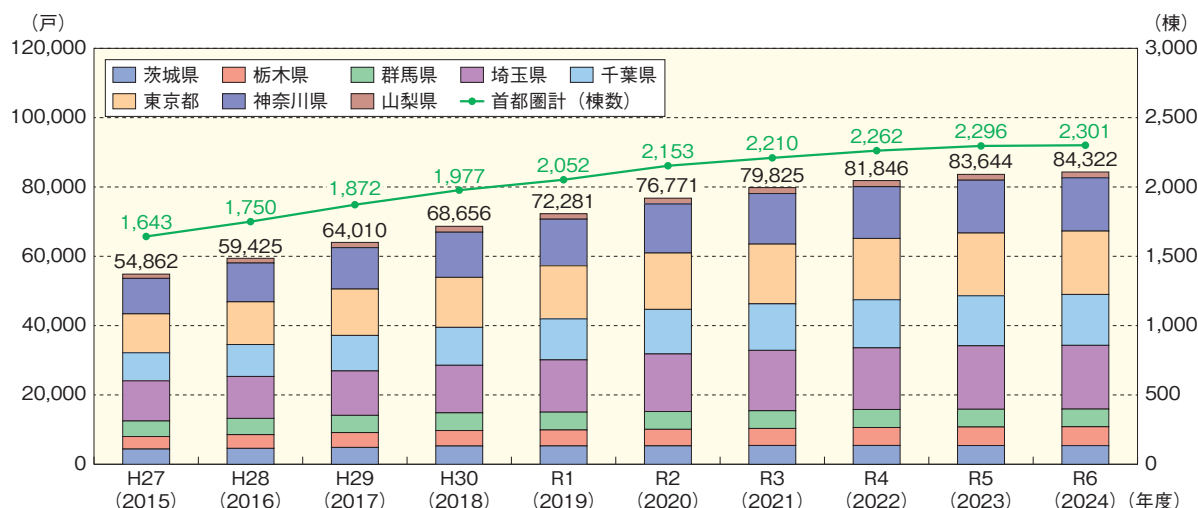
2) 近年のマンションの取引実態を把握するため、法務省から入手した不動産登記の情報を基に、三大都市圏及び地方4市(札幌市・仙台市・広島市・福岡市)の新築マンションにおける①短期売買(購入後1年以内の売買)の状況、②国外に住所がある者による取得の状況について分析

詳細は国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001970011.pdf>

(高齢者向け住宅等の供給状況)

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯の居住の安定を確保することが重要な課題となっている。バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給も進められ、首都圏の登録状況は増加傾向にあり、令和6(2024)年度は2,301棟、84,322戸が登録されている(図表1-12)。

図表1-12 サービス付き高齢者向け住宅の登録状況の推移



注：各年度の値は3月末時点

資料：一般社団法人高齢者住宅協会「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」を基に国土交通省国土政策局作成

令和6(2024)年に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)に基づき、令和7(2025)年10月に、高齢者を含む住宅確保要配慮者のニーズに応じて、居住支援法人等が見守り等の入居中サポートを行う住宅(居住サポート住宅)の認定制度が開始された。あわせて、認定された居住サポート住宅に関する情報の閲覧や、認定申請等の手続きができる「居住サポート住宅情報提供システム」³⁾が公開された。

(2) 居住環境の整備

(良好な都市景観の創出)

良好な景観形成への取組を総合的かつ体系的に推進するため制定された「景観法」(平成16年法律第110号)においては、景観行政団体⁴⁾が景観計画を策定できるとされており、首都圏では、191の景観行政団体のうち167団体が景観計画を策定している(令和6(2024)年度末時点)。

(教育・文化・スポーツ施設の整備)

学校は、児童生徒等の学習・生活の場であり、生涯学習活動や高齢者をはじめとする地域住民の交流など多様な活動の拠点であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たしている。このため、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を進めるとともに、学校施設の耐

3) 詳細は国土交通省HP <https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

4) 「景観法」を活用した景観行政を推進する地方公共団体。具体的には指定都市・中核市及び都道府県と協議・同意した市町村、それ以外の地域では都道府県を指す。

震化や長寿命化の取組が推進されている。

スポーツ施設について、スポーツ庁及び経済産業省は、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指す「スタジアム・アリーナ改革」に取り組んでおり、改革のモデル施設となる「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」を選定している。首都圏では、令和2(2020)年～令和7(2025)年の間に合計5施設が選定されている。

(保健・医療・福祉施設の整備)

首都圏における医療施設について、人口10万人当たりで見ると、令和6(2024)年の施設数は145か所となっており、全国平均の145か所と同水準となっている一方、病院病床数では910床と全国平均の1,187床を大きく下回っており、特に、東京都は879床、近隣3県は855床とその傾向が顕著である⁵⁾。

同様に首都圏における社会福祉施設等については、人口10万人当たりで見ると、令和6(2024)年の56か所、定員数は2,971人と、全国平均の63か所、3,045人を下回っている。そのうち老人福祉施設については、65歳以上人口10万人当たりで見ると、全国平均の14か所、429人に対し、首都圏は10か所、259人と大きく下回っている⁶⁾。

(3) 再開発等の推進

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用や公共施設の整備改善等を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の事業が進められている。令和5(2023)年度は、首都圏において土地区画整理事業地区数(施行済みの地区を含む。)は3,069件、市街地再開発事業地区数(施行済みの地区を含む。)は504件実施されている(図表1-13)。

図表1-13 再開発等事業地区数(令和5(2023)年度)

	土地区画整理事業	市街地再開発事業
首都圏合計	3,069	504
東京都	483	279
近隣3県	1,668	176
周辺4県	918	49

注：調査時点は3月31日現在のもの。

資料：国土交通省「都市計画現況調査」を基に国土交通省国土政策局作成

今後のまちづくりにおいては、人口の急激な減少と高齢化を考慮し、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通を活用してこれらの生活利便施設等にアクセスできるようにする「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方が重要となる。このため、平成26(2014)年に「都市再生特別措置法」(平成14年法律第22号)が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設された。令和7(2025)年12月末時点で、全国で650の市町村、首都圏では145の市町村が立地適正化計画を作成・公表している。

5) 厚生労働省「医療施設調査」を基に国土交通省国土政策局算出

6) 厚生労働省「社会福祉施設等調査」、総務省「人口推計」を基に国土交通省国土政策局算出

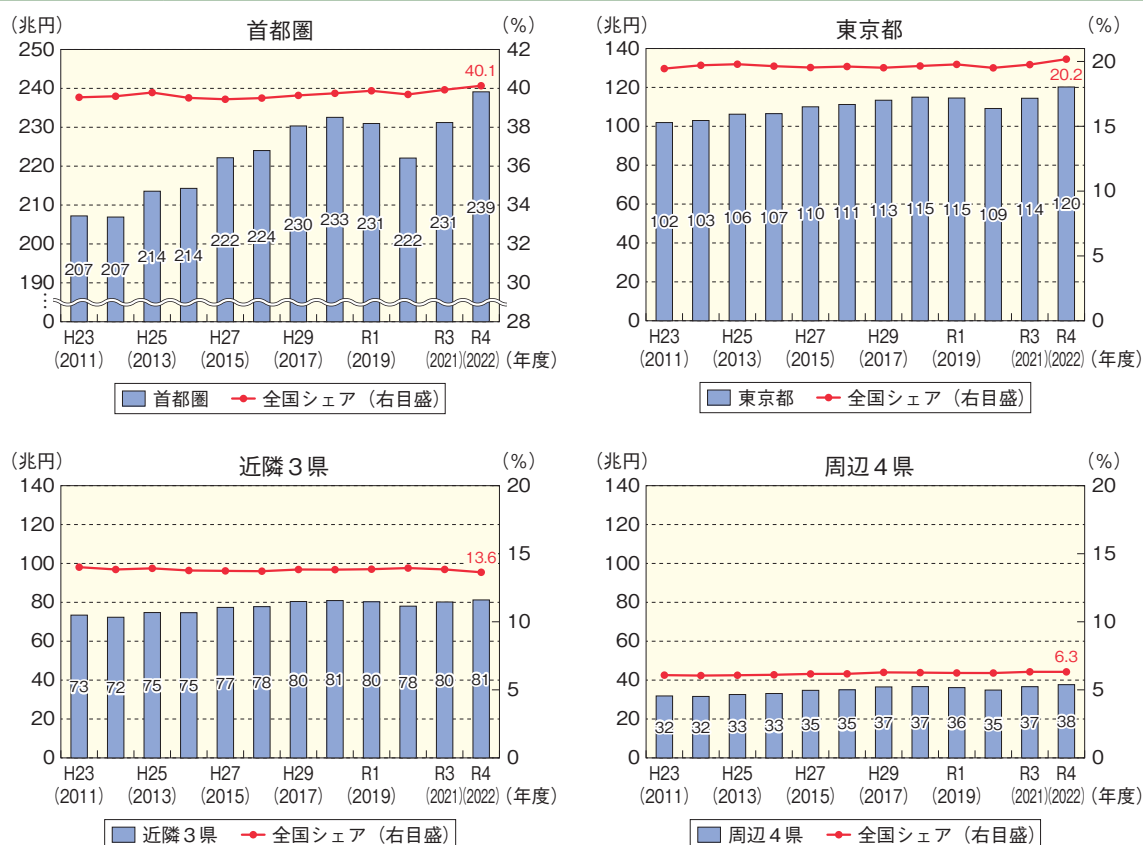
3. 産業機能の状況

(1) 首都圏の経済状況

首都圏における県内総生産（名目）の合計は、平成23(2011)年度以降はおおむね増加傾向にある。令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの拡大により減少したが、令和4(2022)年度は前年から増加しており、いずれの圏域においても同様の傾向が見られる（図表1-14）。

また、全国各都道府県の県内総生産（名目）の合計に対する首都圏のシェアは約4割を占めており、特に東京都の割合が高く、首都圏のシェアの約半分を占めている。

図表1-14 県内総生産（名目）と全国シェア



資料：内閣府「県民経済計算」を基に国土交通省国土政策局作成

人口一人当たりの県内総生産（実質）の都道府県別の順位（令和4(2022)年度）を見ると、全国1位は東京都であり、2位の愛知県と比較しても、約1.4倍の高い水準にある（図表1-15）。一方、平成29(2017)年度から令和4(2022)年度までの間における東京都の人口増加率は全国1位と高いものの、県内総生産（実質）の成長率は20位、人口一人当たりの県民所得の伸び率は17位であり、人口増加に比べて経済成長は低い水準にある。

図表1-15

都道府県別一人当たり県内総生産（実質）、人口増加率、県内総生産（実質）成長率、一人当たり県民所得伸び率

一人当たり県内総生産（実質） （2022）（万円/人）			県内人口の増加率 （2017→2022）			県内総生産（実質）の成長率 （2017→2022）			一人当たり県民所得の伸び率 （2017→2022）		
1	東京都	817.8	1	東京都	2.0%	1	大分県	12.2%	1	和歌山県	17.6%
2	愛知県	569.8	2	沖縄県	1.4%	2	和歌山県	7.8%	2	山梨県	13.0%
3	三重県	512.4	3	神奈川県	0.7%	3	山梨県	5.8%	3	佐賀県	7.9%
4	茨城県	510.6	4	埼玉県	0.4%	4	千葉県	5.0%	4	熊本県	7.6%
5	山口県	508.9	5	千葉県	0.1%	5	島根県	4.5%	5	大分県	6.6%
⋮			⋮			⋮			⋮		
						20	東京都	1.4%	17	東京都	3.3%
						⋮			⋮		
全国		468.6	全国		-1.6%	全国		1.0%	全国		2.3%

資料：内閣府「県民経済計算」を基に国土交通省国土政策局作成

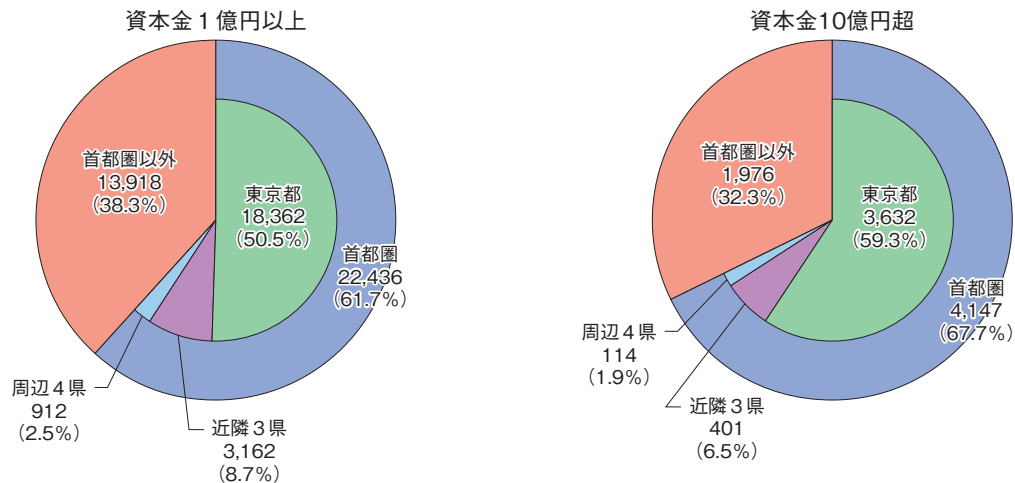
（2）首都圏のビジネス環境等

（内国法人・外資系企業の立地状況）

資本金1億円以上の普通法人⁷⁾及び通算法人⁸⁾の立地状況を見ると、令和6（2024）年度末には首都圏が22,436社で全国（36,354社）の61.7%を占め、特に、東京都が18,362社と全国の50.5%を占めている（図表1-16）。また、資本金10億円超の普通法人の立地状況を見ると、首都圏が4,147社で全国（6,123社）の67.7%を占め、特に、東京都が3,632社と全国の59.3%を占めており、東京都に立地が集中している状況が分かる。

図表1-16

普通法人数及び通算法人数（令和6（2024）年度）



資料：国税庁「国税庁統計年報」を基に国土交通省国土政策局作成

7) 普通法人：内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）のうち、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格なき社団等以外の法人

8) 通算法人：グループ通算制度の承認を受けた法人（親法人及び子法人）

外資系企業の我が国における本社の立地状況を見ると、令和6(2024)年度末には全国の3,140社の約89%に当たる2,791社が首都圏に立地しており、高い割合を占めている(図表1-17)。このうち東京都が占める割合は非常に高く、首都圏に立地する外資系企業の約85%に当たる2,379社が東京都に所在している。

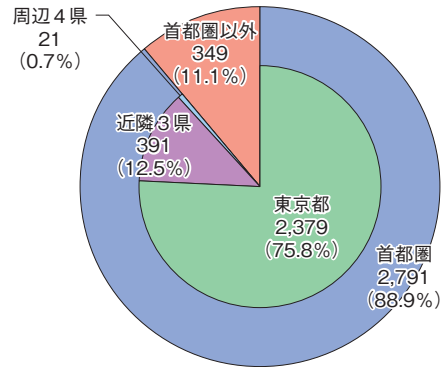
以上のように、内国法人、外資系企業共に、その立地が東京都に集積している状況を踏まえ、平成27(2015)年度には、東京都区部からの企業の本社機能の移転や、地方での企業の

本社機能の拡充を促進する「地方拠点強化税制」が創設され、令和8(2026)年2月末までに828件(移転型事業76件、拡充型事業752件)の事業が認定を受けている。本税制については、令和8(2026)年度税制改正において、制度の適用期限が令和10(2028)年3月末まで2年間延長されるとともに、オフィス減税について一部見直しの上、企業へのインセンティブを高めるため、税額控除率等の引上げや、中古資産の購入・改修の対象への追加等が行われている。

(外国人労働者の動向)

首都圏における外国人労働者数は近年継続して増加している。令和7(2025)年には約122万人となっており、そのうち東京都が5割以上を占めている。また、全国の外国人労働者数のうち、首都圏の占める割合は、令和3(2021)年の約5割から、近年は低下傾向にある(図表1-18)。

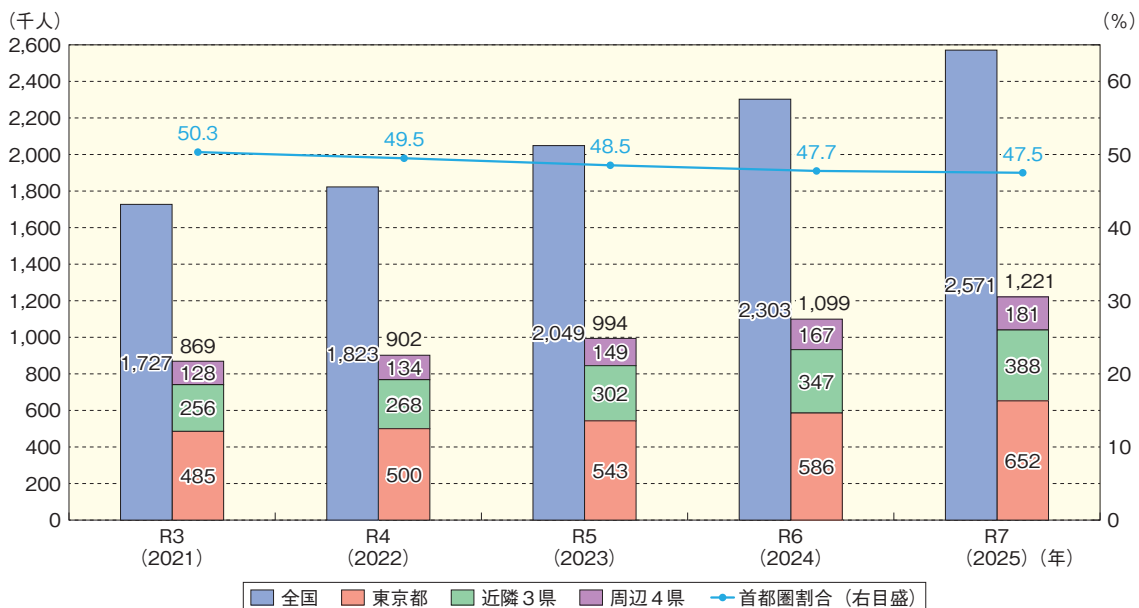
図表1-17 外資系企業数(令和6(2024)年度)



注：数値は原則資本金5,000万円以上かつ外資の比率が49%以上の企業数

資料：株式会社東洋経済新報社「外資系企業総覧」を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-18 外国人労働者数の推移



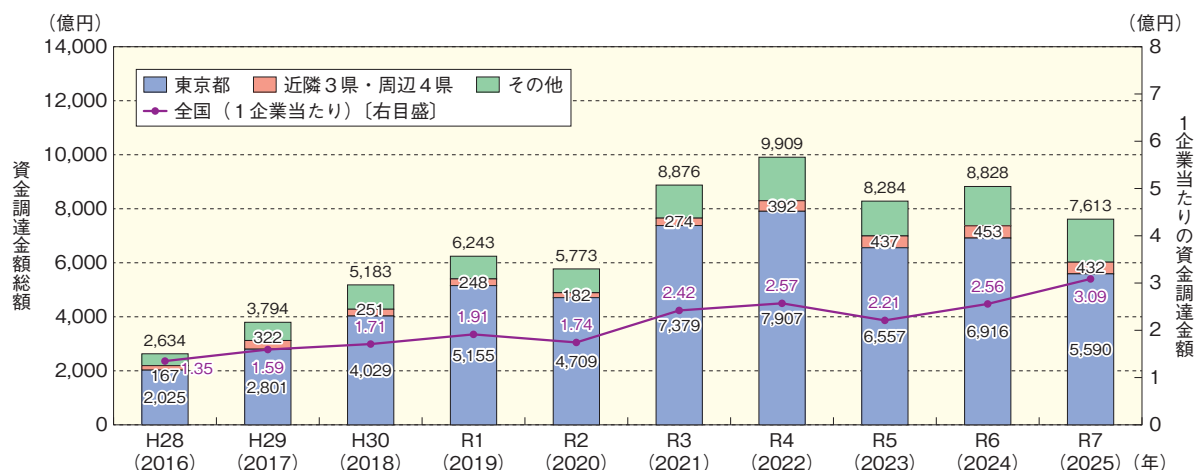
注：各年の数値は10月末時点

資料：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」を基に国土交通省国土政策局作成

(イノベーションの動向)

都市のイノベーション創出環境に関する指標と考えられるスタートアップ企業の資金調達状況を見ると、東京都の企業の総額は令和4(2022)年まではおおむね増加傾向にあったが、令和5(2023)年から横ばい傾向にあり、令和7(2025)年の調達額は5,590億円となっている(図表1-19)。なお、全国に占める割合は東京都の企業が約7割を占めている。

図表1-19 スタートアップ企業の資金調達金額総額及び全国の1企業当たりの資金調達金額の推移



注1：各年の値は、集計時点(令和7(2025)年12月31日)までに観測されたものが対象

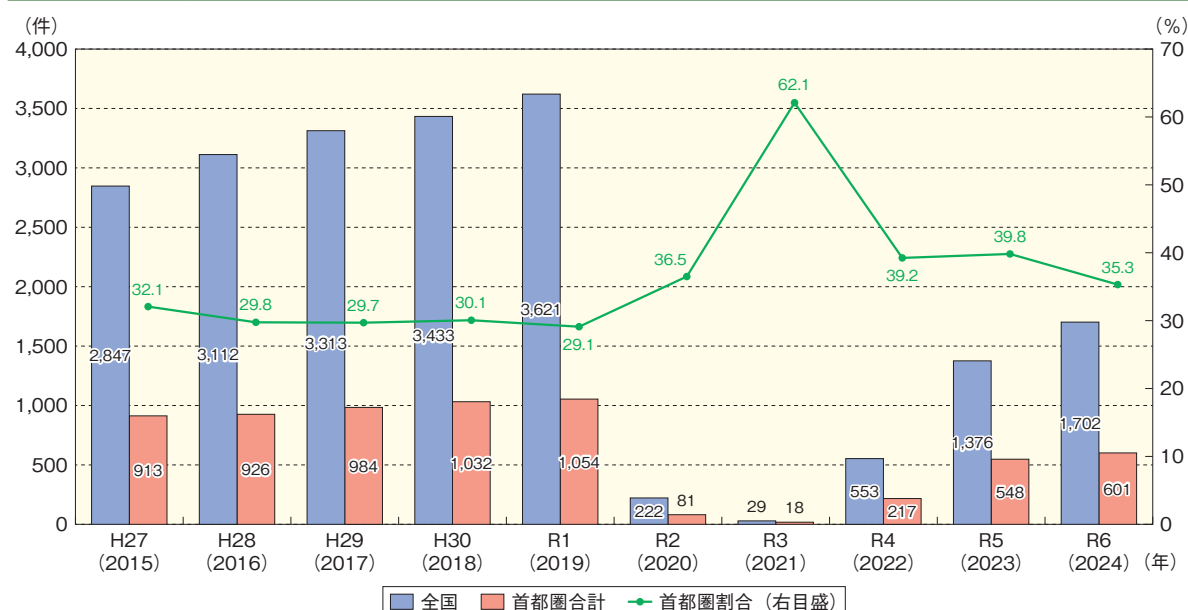
注2：データの特性上、調査進行により過去を含めて数値が変動する。調査進行による影響は金額が小さい案件ほど受けやすく、直近年ほど受けやすい。

資料：スピーダ「2025年 Japan Startup Finance ―国内スタートアップ資金調達動向―」を基に国土交通省国土政策局作成

(国際会議の開催状況)

国際会議の開催件数は、新型コロナウイルスの拡大を受けて令和2(2020)年に全国的に大きく減少した。首都圏においても令和2(2020)年に大幅に減少しており、令和6(2024)年は前年から増加したものの、令和元(2019)年の6割程度にとどまっている(図表1-20)。

図表1-20 国際会議開催件数の推移



注：国際会議の選定基準は、国際機関・国際団体(各国支部を含む)又は国家機関・国内団体(各々の定義が明確ではないため民間企業以外は全て)が主催する会議で参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む3居住国・地域以上及び開催期間が1日以上のものである。

資料：日本政府観光局「JNTO国際会議統計」を基に国土交通省国土政策局作成

(大学・大学院の動向)

首都圏における大学・大学院の動向について見ると、令和7(2025)年度の大学・大学院数は273校となっている(図表1-21)。また、大学・大学院学生数は前年度から増加しており、特に東京都では1万人以上増加している。

図表1-21 大学・大学院数及び学生数(令和7(2025)年度)

	大学・大学院数		大学・大学院学生数	
	実数(校)	対前年増減	実数(人)	対前年増減
全国	812	-1	2,972,412	22,617
首都圏合計	273	-1	1,318,402	10,617
茨城県	11	0	36,458	-625
栃木県	9	0	23,079	-142
群馬県	15	0	29,897	539
埼玉県	28	1	108,223	-444
千葉県	27	0	117,516	-676
東京都	143	-2	794,719	10,019
神奈川県	33	0	191,531	2,042
山梨県	7	0	16,979	-96

注1:「大学・大学院数」については、大学本部の所在地による。
 注2:「大学・大学院学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。
 資料:文部科学省「学校基本調査報告書(高等教育機関)」を基に
 国土交通省国土政策局作成

東京23区内の大学等の学生の収容定員の増加が進むと、東京一極集中の加速化等が懸念されることから、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」(平成30年法律第37号)に基づき、平成30(2018)年10月から令和10(2028)年3月までの間、東京23区内の大学等の学部等について、スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置等の例外的な場合を除き、学生の収容定員を増加させてはならないこととされている。

一方で、同法附則の規定に基づき見直しが行われ、令和5(2023)年6月には「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」を一部改正し、東京23区内の定員増加抑制について、産業界からのニーズが極めて高い高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科に限定し、一定の要件の下、例外措置が設けられた。

(3) 首都圏における各産業の動向

(製造業の動向)

令和6(2024)年における首都圏の製造業の動向について見ると、事業所数は62,584件で全国の28.2%、従業者数は約199万人で全国の25.7%であり、それぞれの全国シェアは、首都圏の人口の全国シェア(35.8%)よりも、いずれも低い状況となっている(図表1-22)。ただし、周辺4県においては、事業所数、従業者数のいずれも、各県の人口の全国シェアを超える状況となっている。

図表1-22 製造業の事業所数等

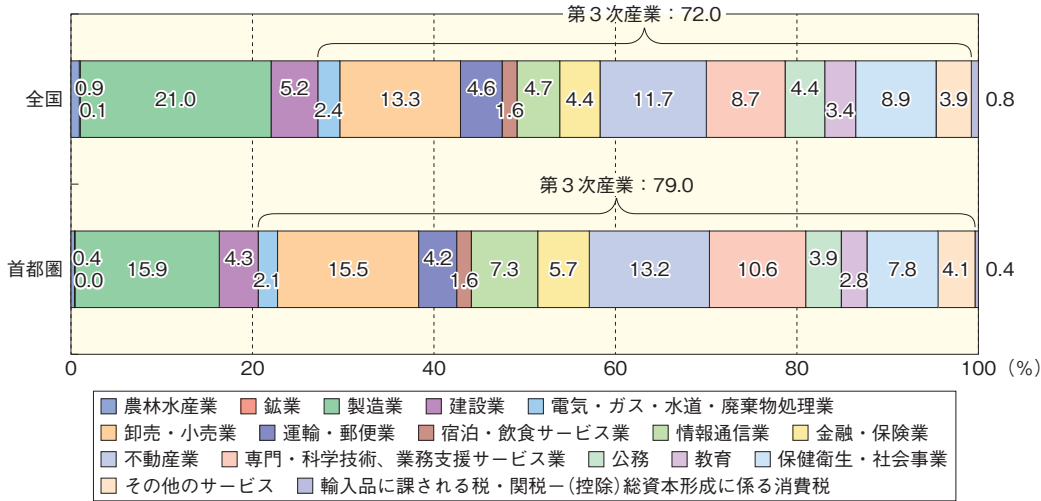
	事業所数 (R6)		従業者数 (R6)		製造品出荷額等 (R5)		人口 (R6)	
	実数 (事業所)	全国シェア (%)	実数 (人)	全国シェア (%)	金額 (百万円)	全国シェア (%)	実数 (千人)	全国シェア (%)
全国	222,200	100.0	7,734,473	100.0	373,238,830	100.0	123,802	100.0
首都圏合計	62,584	28.2	1,988,858	25.7	95,419,041	25.6	44,358	35.8
茨城県	5,689	2.6	275,558	3.6	15,006,703	4.0	2,806	2.3
栃木県	4,857	2.2	197,935	2.6	9,889,543	2.6	1,885	1.5
群馬県	5,696	2.6	218,386	2.8	10,148,522	2.7	1,890	1.5
埼玉県	13,159	5.9	385,901	5.0	15,329,652	4.1	7,332	5.9
千葉県	5,921	2.7	211,434	2.7	15,293,153	4.1	6,251	5.0
東京都	15,297	6.9	265,946	3.4	8,552,651	2.3	14,178	11.5
神奈川県	9,856	4.4	361,006	4.7	18,479,457	5.0	9,225	7.5
山梨県	2,109	0.9	72,692	0.9	2,719,360	0.7	791	0.6

注1：個人経営を除く事業所
注2：事業所数、従業者数は令和6(2024)年6月1日時点、製造品出荷額等は令和5(2023)年1月～12月実績
注3：人口は令和6(2024)年10月1日時点
資料：総務省・経済産業省「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」、総務省「人口推計」を基に国土交通省国土政策局作成

(第3次産業の動向)

首都圏の圏域総生産（名目）に占める第3次産業のシェアを見ると、令和4(2022)年度において全体の79.0%と大きなウェイトを占めており、全国と比較しても大きい（図表1-23）。このうち、卸売・小売業が圏域総生産（名目）の15.5%を占めている。

図表1-23 首都圏の圏域総生産（名目）における第3次産業のシェア（令和4(2022)年度）



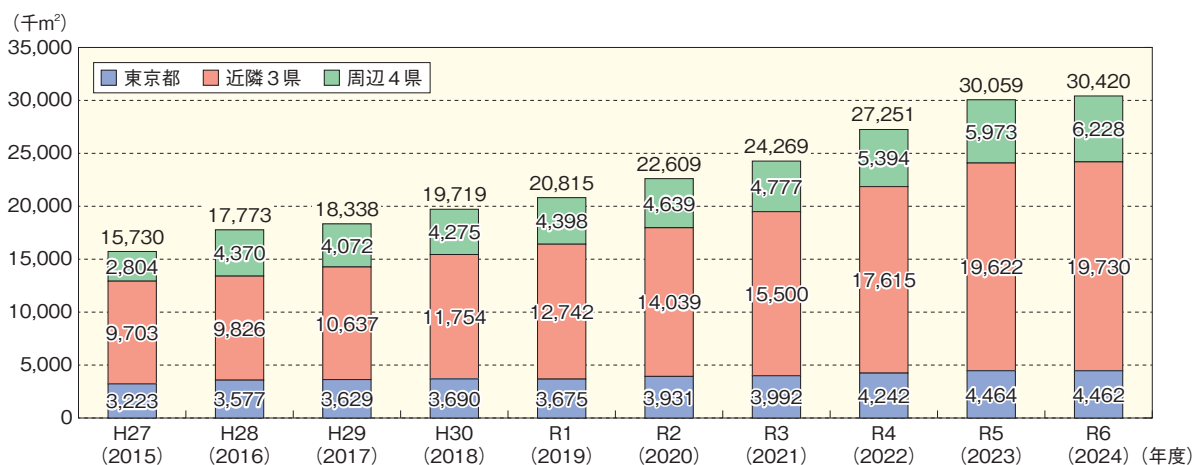
資料：内閣府「県民経済計算」を基に国土交通省国土政策局作成

(物流拠点の整備状況)

東京圏には、成田国際空港（成田空港）、東京国際空港（羽田空港）、京浜港（東京港・川崎港・横浜港）など、我が国を代表する広域物流拠点が存在している。後背圏には大きな人口・産業を抱えており、これらの広域物流拠点に加え、高規格道路をはじめとした道路網の沿線等では、大型物流施設の整備も見られている。

首都圏に所在する普通倉庫の所管面積⁹⁾は増加傾向にあり、特に近隣3県及び周辺4県における伸びが大きくなっている（図表1-24）。

図表1-24 首都圏における普通倉庫の所管面積の推移



注1：各年度の第1四半期実績

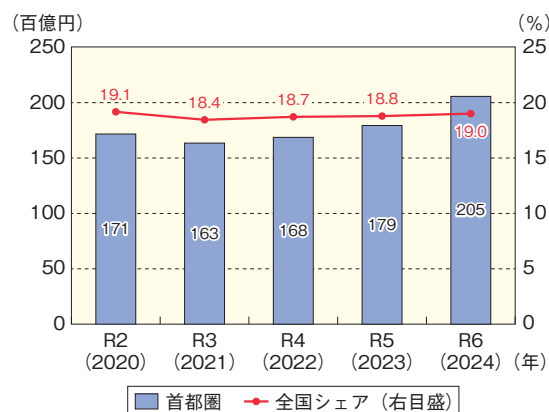
注2：普通倉庫のうち、1～3類倉庫の所管面積の合計

資料：国土交通省「倉庫統計季報」を基に国土交通省国土政策局作成

(農業の動向)

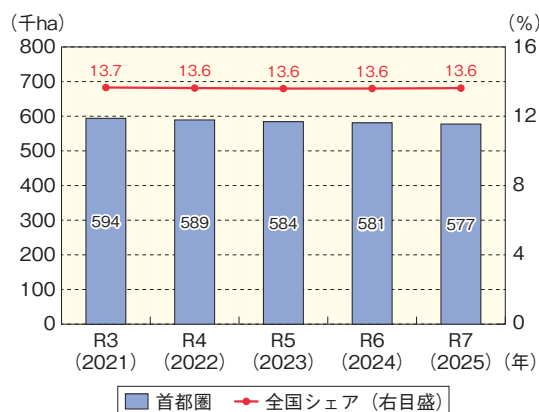
首都圏の農業は、世界最大規模の消費地に近いという優位性があり、令和6(2024)年の首都圏全体の農業産出額は全国の約2割を占める（図表1-25）。しかしながら、都市化の影響を受け、耕地面積は漸減傾向にあり（図表1-26）、食料の安定供給に向けて限りある農地を有効に利用するため、荒廃農地の再生利用に向けた取組が実施されている。首都圏では、再生利用可能な荒廃農地が令和6(2024)年度は約2.4万haに上る中、2,027haの荒廃農地が再生利用されている¹⁰⁾。

図表1-25 農業産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-26 耕地面積の推移



注：令和6(2024)年までは確報値、令和7(2025)年は第1報で集計
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」「令和7年耕地面積」を基に国土交通省国土政策局作成

9) 所管面積：倉庫業者又はその営業所が所管する倉庫に係る、保管室及び荷役場の面積（荷役に必要な貨物用エレベーター、階段、通路等を含み、建物の外壁外に突出するプラットフォーム、ベランダ等は荷役の用に供する部分であっても含まない。）の延べ面積

10) 農林水産省「令和6年度の荒廃農地面積について」を基に国土交通省国土政策局算出

(林業の動向)

首都圏の林業は、令和6(2024)年の林業産出額が約345億円で全国の約7%となっており、なかでも茨城県、栃木県、群馬県の3県で首都圏全体の約8割を産出している¹¹⁾。

(水産業の動向)

首都圏の水産業は、令和6(2024)年の漁業産出額(海面漁業・養殖業)が約735億円で全国の約5%となっている¹²⁾。

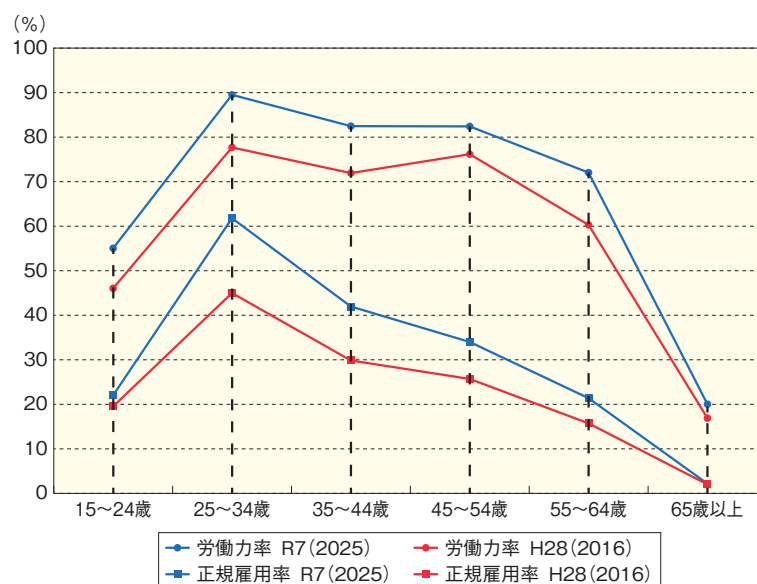
4. 女性・高齢者等の社会への参加可能性を開花させる環境づくり

(1) 女性の活躍の促進

我が国の女性の労働力率は、結婚・出産を機に減少する緩やかなM字カーブを描いていたが、近年は先進諸国で見られる台形に近づきつつある。関東甲信地方における令和7(2025)年の女性の労働力率は、平成28(2016)年と比べて全年齢階層で上昇しており、M字カーブの谷となる35～44歳の労働力率も82.5%と上昇している(図表1-27)。また、国内では、女性の正規雇用率が20代後半から30代前半でピークを迎えた後、低下が見られるという課題(いわゆるL字カーブ)もあり、関東甲信地方においても同様の傾向が見られている。

首都圏の令和7(2025)年の保育所等施設数は約1.4万か所で、利用定員数は約99万人となっており、保育の受け皿の整備が進んでいる¹³⁾。

図表1-27 関東甲信地方の年齢階層別の女性の労働力率及び正規雇用率



注：関東甲信地方は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県を含む。
資料：総務省「労働力調査」を基に国土交通省国土政策局作成

11) 農林水産省「令和6年林業産出額」を基に国土交通省国土政策局算出

12) 農林水産省「令和6年漁業産出額」を基に国土交通省国土政策局算出

13) こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ(令和7(2025)年4月1日)」を基に国土交通省国土政策局算出

（２）高齢者参画社会の構築、障害者の活躍促進及びユニバーサル社会の実現

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、市区町村は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）及び同様の地区における旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化に関する事業等を記載した基本構想を作成するよう努めることとされている。

令和7（2025）年にとりまとめられた「バリアフリー法」に基づく整備目標（令和12（2030）年度までのおおむね5年間）では、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、数値目標の引き上げや対象範囲の拡大等を行うとともに、地方部を含めたバリアフリー化や身体障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー、マスタープラン・基本構想の作成、「心のバリアフリー」の推進に留意されている。首都圏においては、令和6（2024）年度末時点で、マスタープランについては17市区、基本構想については首都圏の市区町村の約29％に当たる99市区町が作成しており、整備目標の達成に向け、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化に取り組んでいる¹⁴⁾。

14) 国土交通省「基本構想作成市町村一覧」を基に国土交通省国土政策局算出